小竹町監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項及び小竹町監査規程(昭和28年小竹町規程第4号)第8条第2項の規定により、令和3年度定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和3年11月22日

小竹町監査委員 立 川 や よ い 小竹町監査委員 庿 瀬 正 子

記

1 監査の概要

(1) 監査の対象

財務に関する事務の執行状況が法令等に則り適正に処理されているかを 主眼とし、特に委託業務について幾つか抽出し監査を行った。

- (2) 監査の実施日令和3年11月8日
- (3) 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、事前調査により 提出された調書及び関係職員からの聴取によって監査を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、いずれの対象も概ね適正に執行されているものと認められた。 なお、監査における意見を以下のとおりそれぞれ述べる。

- (1) 創造舎管理委託及び河川公園除草等業務委託については、その施設の役割に低迷が見られるため、利用促進のための策を検討し、積極的な利活用により町の活性化に寄与することを期待する。
- (2) 生活支援ハウス運営業務については、運用から一定期間が経過し利用者は近年減少傾向にある。委託料の積算の根拠となる経費等について、妥当な契約金額及び内容であるか近隣市町村を調査されたい。

最後に、業務委託については例年委託を要するものであっても、その年 度の委託内容や計画等によりその事業の状況は異なるものと考える。したが って、単に前例を踏襲することなく、適正な金額であるか等毎年検証した上、 町での直接実施では成しえない委託の効果を最大限発揮されたい。